

今回からこのコラムを担当します税理士の倉知です。

今回は、3月決算の会社であれば期首から3ヶ月以内の6月末までには決定をしなければならない役員報酬についてお話しします。

### 役員報酬額の決定が税額を左右する

役員報酬をいくらにするかで会社の利益が大きく変わります。

役員報酬を下げすぎると会社の利益が想定以上に大きくなり、それに伴い負担する法人税額も大きくなります。逆に役員報酬を大きくすると個人の所得税と住民税が高くなり、また会社が赤字になると金融機関からの評価が下がり借入に苦労することになります。会社と個人トータルでの残余資金のことまで考えると、役員報酬額の決定にはどの経営者も頭を悩ませます。

### 法人税と所得税の最高税率 (住民税含む)

法人税 34%	<	所得税 55%
------------	---	------------

個人の所得が4000万円を超える所得税の最高税率では、所得税の方が法人税より約20%も税率が高くなります。会社と個人のトータルでの残余資金を考えるには法人税と所得税の両方を検討する必要があります。

役員報酬は、期首から3ヶ月以内に決定しなければならないので、今期の業績予測を立てて金額を決定することになります。次の簡単な事例で考えてみましょう。

	前期実績	当期計画1	当期計画2	当期計画3
売上	2000	2500	2000	1500
役員報酬	1200	1500	1200	1200
利益	800	1000	800	300
法人税	240	300	240	90
税引後利益	550	700	550	210

前期の実績から当期の事業計画を立てたとき、当期計画1のように売上の増加が500見込めるとした場合に、計画通り売上が伸びるのであれば役員報酬を300上げたいが、当期計画2・3のように前期と同様か減少したら増額はしたくない、そんなとき役員報酬はいくらいにしますか?

こんなときは、「事前確定届出給与」の制度を使うと、次のように金額を決定することができます。

①毎月の給与	年 1200 (月100)
②期末賞与	期末 300
年間報酬	合計 1500

この期末賞与の支払日は期末日以前にする必要があります。期末近くに予定通り実績が伸びていれば300の期末賞与を支払い、伸びていなければまったく支払わないことができます。

この期末賞与を会社の損金として経費に計上するための制度が、「事前確定届出給与」です。

ただし、①毎月の給与も②期末賞与も会社の損金として経費処理するためにはいくつか

の要件を満たす必要があります。以下でその主要な要件について解説していきます。

#### ① 每月の給与・毎月同額であること!

毎月同額の金額を支払うことで、会社の損金として経費処理するものです。

これは、毎月同額の金額であることが要件で、その金額の変更は、期首から3ヶ月以内と定められています。それ以外の時期に金額を増額した場合には、増額分は会社の損金とならなくて法人税を支払い、かつ、社長の給与所得として所得税も支払うことになってしまいます。基本的に一度決めた役員報酬額は業績の状況に関わらず事業年度を通して変更できません。(一定の要件で変更が認められるものもあります。)

#### ② 期末賞与・事前に届出を出すこと!

誰に・いつ・いくら支払うかということを事前に税務署に届出書を提出し、かつ、届け出た通りに支払いをすれば、その役員賞与は会社の損金として経費処理出来るというものです。

いつまでに届け出るかというと、通常は株主総会の決議日(決算確定の日)から1ヶ月以内となりますので、株主総会の決議日にもありますが、決算日から数えて約3ヶ月以内ということになります。

#### 金額の変更はNG!

事前に届け出るものなので、支払う時になって金額の変更は認められません。1か0で、全額支払うかまったく支払わないかの決断が必要です。届け出た金額と違う金額を支払うと、その支払った金額は会社の損金とはならず、法人税と所得税を支払うことになります。

役員が複数人いる場合には、それぞれの役員に対していくら支払うかを届出時に確定をしなければいけません。

また、この事前確定届出給与は職務執行期間を通してのものになりますので、賞与の回数を多くしてしまうと、原則的にそのうちの1回でも予定通りの支払が行われないと、届け出た金額通りに支払った部分までが損金にならないという状況も発生してしまいます。

### まとめ

役員報酬の額は、事業計画があって初めて決められることです。これから先のプラス要素もマイナス要素も含めてしっかりした事業計画を作成することは、経営者である社長の最低限行わなければいけないことです。一方で、税法も毎年改正が行われていますので、信頼できる専門家に相談し法人税・所得税の税コストも含めて役員報酬額を検討することをお勧めします。

### Profile | 倉知 万里子



会計事務所及び一般企業の経理を約10年経験後、平成26年8月に河野周輔税理士と税理士法人を設立。二人体制で高品質のサービス提供を目指して活動する一方、無料相談などに積極的に参加。

事務所 税理士法人 倉知河野

本店 豊島区東池袋 1-20-2

西東京事務所 西東京市ひばりが丘 4-6

TEL 03-5960-5057 FAX 03-5960-5058

e-mail mariko.kurachi@kurachikono.jp

URL http://kurachikono.jp